

「平成31年度に実施した仕事」の振返りシート（A：裁量有）

記入日 令和 2 年 7 月 10 日

事業名称		心身障害者福祉手当支給事業費 [心身障害者福祉手当支給事業費（都制度）]							
予算科目	款 3	民生費	項 1	社会福祉費	目 4	障害者福祉費	事業番号	8	
事業の種別	☐ 市単独 ☒ 補助対象 ☐ 市が実施することが法律等で義務付けられているもの（市の上乗せあり）								
担当部署・課長名	障害福祉課		課		庶務係		係	課長名	大法努
この仕事は、どの【施策】の課題を解決するための手段ですか。							施策番号	2 - 3	
【施策名】 障害者福祉の推進							総合計画書（ページ）	55	
1 この仕事の目的	① 誰（何）を対象にしていますか。 20歳以上の身体障害者（1～2級）、知的障害者（1～3度）、脳性まひ及び進行性筋萎縮症。65歳以上の新規認定はなし。				① ①の対象数や量を、あらわすもの（対象指標） 対象となる障害者数 →				
	② ①をどのような状態にしたいのですか。[簡潔に] 20歳以上の身体障害者（1～2級）、知的障害者（1～3度）、脳性まひ及び進行性筋萎縮症の方に、手当を支給する。				② ②の状態になった数・量をあらわすもの（成果指標） 手当受給者数 →				
	③ そのために何をしましたか。 心身障害者福祉手当（都制度：月額15,500円）を支給した。				③ ③をどのくらい行いましたか（活動指標） 手当支給額 →				
2 指標の推移			単位	過去2年間の実績		当該年度	成果目標		
				平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度実績	令和2年度目標	令和3年度目標	
	対象指標	①の数値	人	684	681	687			
	成果指標	②の数値	人	851	832	816			
	目 標	②の目標値	人	880	880	880			
		目標値設定の考え方 対象者に適正に手当を支給する。							
3 経費	活動指標		③の数値	円	159,665,000	157,201,000	153,341,500		
	事業費（実績）		円	159,665,000	157,201,000	153,341,500	※人件費の所要人数は、基本的には「人」で表わしますが、一時的な仕事については時間数での表示も可とします。その場合単位を「時間」に変更してください。 人件費（再任用職員以外） 年間単価は、8,310,000 円 時間単価は、4,300 円 で計算してください。 【算出根拠】平成30年度決算数値。 （退職手当組合負担金、共済費も含む。）		
	財源	一般財源	円	0	0	0			
		特定財源	円	159,665,000	157,201,000	153,341,500			
		(うち受益者負担)	円	0	0	0			
	人件費（目安）	所要人数(再任用以外)	人	0.1	0.1	0.1			
		所要人数(再任用)	人						
		職員人件費(再任用以外)	円	825,300	824,400	831,000			
職員人件費(再任用)		円							
事業費+人件費		円	160,490,300	158,025,400	154,172,500				
4 環境変化等	(1) 開始年度		49 年度						
	(2) 環境の変化		開始当初と比較すると受給者数は増えているが、平成12年に介護保険制度が始まったことに伴い、65歳以上の新規認定は行わないこととした。近年は、微減で推移している。						

事業名称	心身障害者福祉手当支給事業費 [心身障害者福祉手当支給事業費（都制度）]			
担当部署・課長名	障害福祉課	課	庶務係	係 課長名 大法努

5 市民等の意見	この仕事に関して、平成31年度中に寄せられた市民・議会等の意見、また、市民・サービス利用者等の実態やその意識について			
	特になし			
6 市民協働	(1)この仕事の実施にあたり、市民協働に取り組みましたか。取り組んだ場合、取組手法欄の種類から番号を選択し、取組手法欄に番号を記載してください。（複数回答可）			
	☐ 取り組んだ ☒ 取り組まない	取組手法：		
		【取組手法の種類】 ①共催 ②実行委員会・協議会 ③事業協力 ④事業委託 ⑤補助・助成 ⑥情報提供・情報交換（広報媒体： ） ⑦後援・場の提供 ⑧その他（ ）		
	(2)令和2年度に向け、さらに適した協働の形態とするために「考え」「気付いた」点			
7 課題	(1)平成31年度に課題とした内容（「平成30年度に実施した仕事」の振り返りシート7課題（3）を転記）			
	重度（身体1～2級、知的1～3級）は都制度、軽度（身体3～4級、知的4度）は市制度である。 都制度部分については、市の裁量が小さい。			
	(2)(1)の課題解決に向けた取組や、事務改善など、平成31年度に実施したこと。			
	特になし。			
	(3)(2)を踏まえた今後の課題（仕事の最適化・合理化の提案）			
8	(2)上記(1)の取組にあたり、克服すべき問題点、必要な調整・準備等			
	都の方針で支給内容や支給要件の見直しをするのであれば、適切な見直しの根拠を示し、受給者の理解を得る必要がある。			
9 今後の方向性	(1)仕事の方向性（「7 課題（3）」の課題及び「8 施策貢献状況」を踏まえた具体的な改革・改善案など） ☐ 拡大 ☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 【取組内容】 今後も、都の条例に準じて支給を行っていく。			
	(2)上記(1)の取組にあたり、克服すべき問題点、必要な調整・準備等			
	都の方針で支給内容や支給要件の見直しをするのであれば、適切な見直しの根拠を示し、受給者の理解を得る必要がある。			